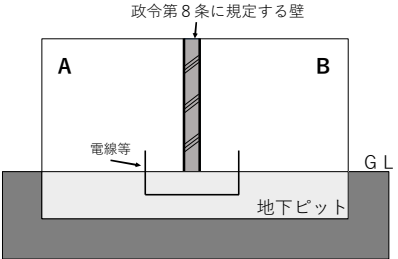
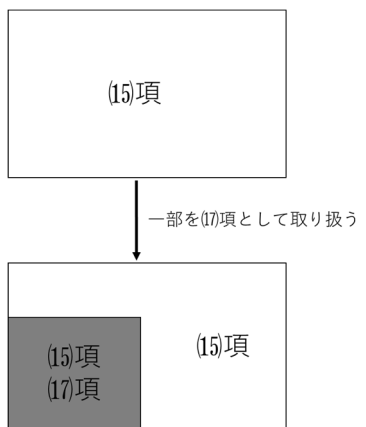
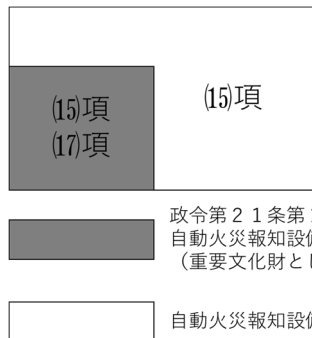


No.	質疑	回答
1	予防事務審査検査基準Ⅰ第2章第1節第9、1、(2)に掲げる消防用設備等の設置を要しないデッドスペース、地下ピット等は、令第8条区画及び共住区画の取扱いにおいて、用途の発生していない屋外部分と同様に扱ってよいのか。  断面図	お見込みのとおり。ただし、次について指導されたい。 (1) 床は耐火構造で作られていること。 (2) 当該部分を貫通する配管等は、建築基準法施行令第112条第20項及び同第129条の2の4第1項第七号の例に準じた構造とすること。
2	省令第5条の4第2項第3号の開口部に落下防止及び鳥害防止のためのネットを設置した場合、避難上又は消火活動上有効な開口部として認められるか。	消防隊が特殊な工具を用いることなく、鉄線鉄等で切断できるものは認められる。 なお、網目寸法が12mmを超えるものは予防事務審査検査基準Ⅰ第2章第2節第12、1(2)テに掲げる防護用ネットとして防災製品の使用を指導されたい。
3	下図の例のように、防火対象物の一部を(17)項として取り扱う場合、政令第21条第1項第1号イに基づく自動火災報知設備はどのように設置すべきか。  一部を(17)項として取り扱う (17)項であるほか、(15)項でもある部分	政令第21条第1項第1号イに基づく自動火災報知設備は、(17)項として取り扱う部分のみに義務が生じる。ただし、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置するよう指導されたい。 なお、一部が重要文化財として指定された場合、昭和42年8月3日自消丙予発第61号京都市消防局長あて、消防庁予防課長回答で示されているとおり、防火対象物全体を(17)項として運用することが望ましい。(別添え参考資料参照)  政令第21条第1項第1号イにより自動火災報知設備が義務付けられる部分(重要文化財として指定された部分) 自動火災報知設備の設置を指導する部分

4	位置構造告示第3第3号において、特定共同住宅の住戸等及び共用部分の床下にポンプ室等を設ける場合、当該ポンプ室に出入りするマンホールで、第三者機関において耐火構造（床材）と同等の性能試験を実施し耐火性能試験成績書等により性能を確認できるものは耐火構造の床とみなしてよいか。	お見込みのとおり。
5	令和5年5月12日5予第230号「防火対象物に係る基準の見直し等の推進に関する執務資料の送付について（通知）」内の別記、No.9の質疑応答において、安全性の高いコンベクションオープンの火源とグリス除去装置との火災予防上安全な距離を保つことを要しない取扱いが定められ、コンベクションオープンと特定不燃材料で作られた天蓋、厨房排気ダクト、壁、天井及びガラスなどの燃焼しない不燃性の物品等については、条例第3条第1項第1号で定める「建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離」を保つ必要が無い旨が示されたが、コンベクションオープンに限らず、他の厨房設備であっても同様に扱うことで支障ないか。	お見込みのとおり。
6	令和5年10月13日5予第1197号「火災予防条例及び同規則の一部改正並びに火災予防規程事務処理要綱の一部改正について」において、条例別表第3、2厨房設備の欄に「炭火焼き器」が追加されたが、別表第3、備考二「特定不燃」の項の離隔距離は「炭火焼き器」においても適用して支障ないか。	お見込みのとおり。

7	「炭火焼き器」の中には、木炭の火おこしが目的のガスバーナーが付属されている機器があるが、この場合であっても、条例別表第3、2 厨房設備の欄の「固体燃料」「炭火焼き器」の離隔距離を適用して支障ないか。	お見込みのとおり。
8	令和5年12月21日5 予第1554号「火災予防条例及び同施行規則の一部改正に関する質疑回答について（通知）」内の別紙、1 依命通達第1、2、(2)（炭火焼き器（条例別表第3）関係）、1において、「炭火焼き器」は耐火レンガとモルタルで作られた燃烧室部分を金属のフレームで覆う等の構造と定義が示されたが、ここでいう「等」は他に何があるのか。	燃烧室部分を通気性のある二重の金属製素材で作られたものがある。  「等」の構造例
9	令和5年12月21日5 予第1554号「火災予防条例及び同施行規則の一部改正に関する質疑回答について（通知）」内の別紙、1 依命通達第1、2、(2)（炭火焼き器（条例別表第3）関係）、1において、「炭火焼き器」の定義が示されたが、「炭火焼き器」の大きさに制限はあるか。	串焼きの焼鳥及びうなぎを焼く「炭火焼き器」のように、食材の調理の際、機器に敷き詰められた木炭が機器の上端から突出することなく使用する「炭火焼き器」は、大きさは問わない。 機器の取り扱いに疑義が生じた場合は主管課に相談すること。
10	令和6年3月21日5 予第2209号「個人の住居の用に供される部分における厨房設備に附属する天蓋と可燃性の部分との離隔距離の特例について（通知）」内の別記、3、(2)特例要件に関し、建築基準法上、住宅の用途に供する建築物において、火気使用室が最上階にある場合には内装制限がかからないが、この場合でも、天蓋周囲10cm未満にある壁及び天井の仕上げは、建築基準法施行令第1条第5号に定める準不燃材料である必要があるか。	お見込みのとおり。

京都市消防局長 殿

予防課長

消防法施行令別表第1(17)項の防火対象物の解釈について

問

- 1 次の各号に掲げるように防火対象物の部分が消防法施行令別表第1(17)項の防火対象物に該当する場合は当該防火対象物全体を(17)項防火対象物とみなし同施行令第21条の規定を適用してさしつかえないか。

- (1) 別表第1(1)項～(10)項防火対象物と複合する場合

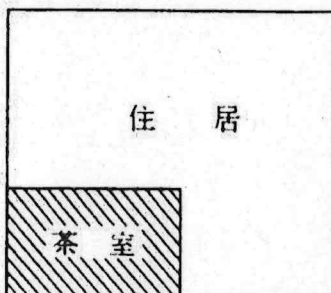
例図1



注 茶室のみ文化財保護法により重要文化財として指定されている。

- (2) 個人の住居と複合する場合

例図2

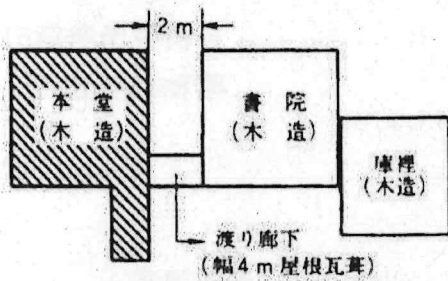


注 茶室のみ文化財保護法により重要文化財として指定されている。

- (3) 渡り廊下をもって接続する場合

(昭和38年9月21日付、自消丙予発第57号の通達にもとづき渡り廊下等により接続する建築物とみなされる場合)

例図3



注 本堂のみ文化財保護法により重要文化財に指定されている。

- 2 (17)項防火対象物という史跡として指定された建造物とは、史跡指定地にある建造物を含めて指定された建造物と解してさしつかえないか。

答

- 1 設問については、重要文化財として指定された部分以外は(17)項の防火対象物とは解しがたいが、この規定の趣旨から、指定された部分以外の部分も(17)項に含めて運用することが適当である。
- 2 設問については、貴意見のとおりでさしつかえない。